

「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

「栃木県誕生 150 年記念若者未来デザイン事業」業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 6 (2024)年 3 月 29 日（金）まで

3 事業目的

人口減少や少子高齢化に加え、デジタル化の急速な進展、さらには新型コロナウイルス感染症感染拡大等により大きく社会が変化する中、引き続き栃木県が発展し、その未来を豊かなものとするためには、柔軟な発想で未来を切り拓く若者の活躍が不可欠である。

そこで、栃木県誕生 150 年を契機とし、若者が同世代の仲間とともにとちぎの未来について考える場や様々な分野で活躍する「ひと」と交流する機会を創出することで、新しいとちぎづくりへの参画を促進するとともに、若者の活動を広く発信し、若者の活躍を応援する機運を醸成する。

4 実施概要

別紙を参照のこと。

5 業務内容

(1) ミライ Lab. 業務

① 参加グループの募集

- ア 対象の若者に届く効果的な手段の活用を提案の上、参加者募集を行うこと。
- イ 募集チラシを作成（デザイン含む。）、配付すること。
- ウ 申込みフォーム、募集要項等を、甲と内容を調整の上作成すること。
- エ 令和 5 (2023)年 6 月 10 日（土）に予定する「栃木県誕生 150 年記念イベント」において、事業の告知を行う予定であるため、甲と調整の上、PR 資料（チラシや動画等の周知手段）を準備すること。

② ワークショップの開催

- ア 各地域で活動している若者グループが、とちぎの未来を描くワークショップを企画・運営すること。
- イ ワークショップの講師は甲と協議し決定すること。
- ウ ワークショップが円滑、効果的に実施できるよう、要員を配置すること。
- エ 応募者のとりまとめ、名簿管理、参加者への開催案内等を行うこと。
- オ 会場設営、受付、資料・名札・進行表の作成、アンケートの実施・集計を行うこと。
- カ 会場を確保すること。
- キ その他、ワークショップに必要な準備を行うこと。

③ フィールドワークの実施

- ア NPO法人、企業等へ訪問するフィールドワークを企画・実施すること。
- イ 訪問先は、県北エリアから2か所、県南エリアから2か所を甲と協議の上決定すること。
- ウ フィールドワークでは、訪問先からの事業説明、参加者との意見交換、施設内見学、体験活動等を可能な範囲でできるように企画することとし、進行役も同行すること。
- エ 参加者のとりまとめ、参加者への案内、行程表・進行表の作成、アンケートの実施・集計を行うこと。
- オ 訪問先との連絡調整を行うこと。
- カ 実施に当たっては、移動手段（マイクロバス等）を用意し、必要な安全管理対策（保険含む）を講ずること。

④ グループ活動の支援

- ア 各グループからの問合せに対応すること。
- イ 各グループの活動状況を確認し、若者未来デザインフォーラム（以下「フォーラム」という。）での発表まで適宜フォローアップを行うこととし、甲と情報共有を図ること。
- ウ 各グループが専門家等の助言を要する場合は、事前に甲に協議の上、助言等を受ける機会を設けること。

(2) パフォーマンス業務

① パフォーマー募集

- ア 対象の若者に届く効果的な手段の活用を提案の上、パフォーマー（個人・グループ）募集を行うこと。
- イ 募集チラシを作成（デザイン含む。）、配付すること。
- ウ 申込みフォーム、募集要項等を、甲と内容を調整の上作成すること。
- エ 令和5（2023）年6月10日（土）に予定する「栃木県誕生150年記念イベント」において、事業の告知を行う予定であるため、甲と調整の上、PR資料（チラシや動画等の周知手段）を準備すること。

② パフォーマーの選考

- ア フォーラムで舞台発表、作品展示を行うパフォーマーを選定する選考会を企画・開催すること。
- イ 選考会の開催に必要な選考基準、資料等を作成すること。
- ウ 選考委員との連絡・調整を行うこと。
- エ 会場設営、動画・写真の投影等、選考会の運営を行うこと。
- オ 応募データ（動画・写真等）のとりまとめ、管理を行うこと。応募者との連絡調整、選考結果の通知を行うこと。
- カ 会場を確保すること（栃木県庁会議室を使用する時は甲と調整すること）。

③ パフォーマーの支援

- ア 選考されたパフォーマーからの問合せに対応すること。
- イ パフォーマーの練習・制作状況の確認、適宜フォローアップを行うこととし、甲と情報共有を図ること。
- ウ 完成したパフォーマンスを記録し、フォーラム前に甲が確認できるようにすること。

(3) 若者未来デザインフォーラム業務

① 来場者募集

- ア フォーラムを周知し、来場者を募るための募集広報を企画・実施すること。
- イ ポスター・チラシを作成（デザイン含む。）し、配付すること。
- ウ 事前申込受付（Web フォーム、メール等）を行うこと。

② 若者未来デザインフォーラムの開催

- ア 県誕生 150 年記念事業を締めくくりにふさわしい、これからのとちぎを担う若者を応援し、ともに未来に向かおうとするイベントを企画・実施すること。
- イ ステージと会場が一体感を感じられるような工夫を図ること。
- ウ 来場者の受付対応を行うこと（事前申込制とするが、当日申込も可とすることを想定している。）。
- エ 進行管理（会場レイアウト、進行表、運営マニュアル、進行台本その他資料作成）を行うこと。
- オ ステージ看板、屋外看板等、必要な物品を作成すること。
- カ 舞台監督・音響・照明・ステージ転換等の人員を手配すること。
- キ 司会及び要約筆記者等を手配すること。
- ク 出演者（とちぎ未来大使、コーディネーター等）との連絡調整、謝金等の交渉、支払を行うこと。とちぎ未来大使については甲が出演の内諾までを得る。その他の出演者の詳細については、別途甲乙で協議して決定する。

※企画提案に当たっては、出演者謝金として対応可能な金額の枠を提示すること。

- ケ (1)及び(2)の若者グループ等への事前説明、連絡調整を行うこと。
- コ 来場者へ配布するリーフレット等を作成すること。
- サ 参加者へのアンケートを実施し、集計すること。
- シ 来場者、出演者等の安全管理を行うこと。
- ス フォーラム開催前日にリハーサルを行うこと。
- セ 施設、付属設備等の使用について、予約、調整、支払いを行うこと（既に甲が予約した施設使用料の支払を含む。また、楽屋等や時間外利用が必要な場合には追加で手配すること。）。
- ソ YouTube によるライブ配信を行うこと。ライブ配信のチャンネルは乙で用意し、配信に当たっては事前告知を行うこと。なお、著作権処理の関係上、配信が困難な場合の対応については甲乙協議の上決定する。
- タ フォーラム開催に向けて、甲及び(1)の若者グループの代表者との会議を2回程度開催し、企画運営に若者が参画できるようにすること。詳細は甲と乙で協議する。
- チ 事業効果をより高めるための企画があれば提案すること。

③ 成果品の提出

- ア フォーラムでの若者の発表をまとめた報告書（発表資料、発言要旨等）を作成、提出すること。

(4) 事業全体の広報

- ① 甲が「栃木県誕生 150 年記念特設サイト」等で情報発信するため、甲の求めに応じて(1)及び(2)の若者グループ等の活動風景等を写真等で記録し、甲に提供すること。

- ② オウンメディア等、各種媒体により、(1)及び(2)の若者グループ等の活動の様子を広く発信すること。

6 実績報告書の提出

本業務完了後、「実績報告書」(任意様式)を作成の上、紙媒体及び電子データで甲に提出すること。

7 共通留意事項

- (1) 本業務の趣旨・内容を十分に理解し、業務全般の進行管理、調整を行う実施責任者を置くこと。委託期間を通して、甲と緊密な連携・調整を図り、本業務がスムーズに行われる体制を整備すること。
- (2) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合は、甲乙協議の上、仕様を変更することも可能とする。
- (3) 本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、甲乙協議の上決定するものとする。
- (4) 本業務で使用する機器、事務用品等の調達、交通費、通信費、報償費、賃借料等の必要な費用については、委託金額に含む。
- (5) 各業務の実施に当たっては、必要な感染防止対策を講じること。
- (6) 第三者の著作権、肖像権その他権利を侵害することがないように必要な使用許可等を得ること。これらを怠った場合に生じる問題については、乙が一切の責任を負うこととする。
- (7) 本業務の実施に当たっては関係法令を遵守し、甲と連絡調整しながら適正に履行すること。
- (8) 成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (9) 委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。
- (10) 乙は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、甲と協議の上、委託業務の一部を第三者に委託することができる。
- (11) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、関係法令に基づいて取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (12) 乙は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。
- (13) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容の一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。
- (14) 委託事業の実施に係る関係書類は、委託事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。また、甲の求めに応じ、関係書類の提出を行うこと。